

東金法人会会報

第160号
平成24年1月

発行所／社団法人 東金法人会 東金市東岩崎1番地5
電話 0475(52)0022 FAX 0475(52)4397
発行人／会長 西川泰雄 編集責任者／小川喜一

法人会
消費税期限内納付
推進運動

□ URL <http://www.togane-hojinkai.or.jp> □ E-mail togane-h@amber.plala.or.jp



風和里しばやま（芝山町）

インターネットで送信!
e-Taxの詳しい準備の仕方

送信
e-Tax
国税電子申告・納税システム

- ① 最高4,000円の税額控除
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 24時間受付

内容紹介

- 年頭の挨拶
- 納税表彰式
- 委員会だより
 - 平成23年度 更正の請求の改正のあらまし
- ブロックだより
- 部会だより
- 税務署だより
- 参加者募集
- 事務局だより
- 郷土史跡名所めぐり
- 行事予定



年頭の挨拶

会長 西川 泰雄

新しい年となりました。会員の皆様におかれましては、穏やかな、そして希望に満ちた新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、日頃より本会の活動に対してご理解、ご協力を頂いておりますことに御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと3月に千年に一度と言われる東日本大震災が発生し津波による甚大な被害と関連した福島原発事故による放射能汚染の問題が起きました。海外においてはタイ、バンコクの大洪水被害、ヨーロッパの金融不安などが起こり、国内外にわたって解決に時間のかかる大きな問題を抱えることとなりました。しかし、このような不安定な社会環境であったにも関わらず、お陰様を持ちまして本会の活動は各委員会事業とともに活発に実施する事が出来ました。

中でも公益法人格取得の為の勉強の年と位置付けての社会貢献推進委員会主催による講演会、講師に立命館大学の名誉教授であられる安齋育郎博士を迎えて「福島原発事故と放射能による健康被害」と題した講演は、東金文化会館大ホールを満員に埋め尽くす大盛況でした。「税を考える週間」行事及び納税表彰式も会員の皆様の積極的な参加により納税意識の高揚や「e-Tax」利用による効率的な納税申告の普及に、着実に貢献している事業であったと確信しております。

また、例年努力目標としている会員増強運動も担当組織委員会の皆様の力強い活動で七年連続200%を達成することが出来ました。

このように事業が恙なく無事に行えたのもすべて、会員の皆様、協力団体の皆様、そして草野署長を始めとする税務署署員の皆様の多大なるご支援とご協力があったからこそでありました。重ね重ね心より感謝申し上げる次第です。

最後になりますが、本年も会員の皆様が益々ご健勝で、ご事業も更に発展されることを衷心よりご祈念申し上げ新年を迎えての挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます。



新年のごあいさつ

東金税務署長
草野 要

平成24年の年頭にあたりまして、社団法人東金法人会の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

旧年中は、西川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、依然として厳しい経済情勢が続く中であるにもかかわらず、活発な会員増強運動により、組織基盤の充実に努められるとともに、各種研修会等を積極的に実施され、税知識の普及や納税道義の高揚に大きく寄与されています。また、貴法人会は地域に根ざした社会貢献活動にも積極的に取組まれており、昨年はその一環として特別講演会「福島原発事故と放射能による健康被害」を開催されるなど、地域社会の発展にも大きな役割を果たしておられますことに対しましても、深く敬意を表する次第であります。

さて、税務署におきましては、昨年に引き続きe-Taxの利用促進を最重要課題の一つとして取り組んでおります。法人税等の確定申告を税理士にお願いしている会員の皆様方におかれましては「税理士の代理送信」という方法もございますので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

ところで、まもなく税務署では、平成23年分の確定申告期を迎えます。私どもは本年も様々な工夫を重ね、「自書申告」の定着を図りつつ、納税者の皆様の利便性にも配慮して、円滑な事務処理に取り組んで参りますので、ご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、社団法人東金法人会の益々のご発展と、会員の皆様方並びにご家族の皆様にとりまして幸多く輝かしい年となりますよう、心より祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



平成23年度納税表彰式

平成23年度の「税を考える週間」における納税表彰式が、去る11月16日東金税務署と山武税務懇話会（社）東金法人会他5つの友誼団体の共催により東金商工会館1階大ホールにて挙行されました。

式典では、各主催者の長から納税功労者、個人、団体の表彰に続き、管内中学・高校生の「税についての作文」入賞者の表彰及び朗読が行われました。

当日は、来賓として千葉県東金県税事務所長齋藤己久夫様はじめ多くの方々にお越し頂きました。法人会関係で栄えある表彰を受けられた方々は次の通りです。



受賞者 (敬称略)

◎東金税務署長表彰

- 篠崎 修 (副会長)
- 真行寺正邦 (副会長)

◎東金税務署長感謝状

- 井上 五男 (東金第5支部長)
- 今井 敏夫 (前大網白里第3支部長)
- 小林 定雄 (前横芝光第1支部長)

◎社団法人東金法人会会長感謝状

- 株式会社 共楽園緑化土木
代表取締役 榊原 正男 (東金第4支部)
- 有限会社 リープル
代表取締役 行木 義輝 (東金第7支部)
- 有限会社 みその水道設備工業
代表取締役 御園 恒雄 (九十九里第3支部)
- 有限会社 齋藤新聞店
代表取締役 齋藤 逸朗 (横芝光第3支部)
- とらや包装資材 株式会社
取締役副社長 阿部倉初枝 (女性部会)

中学生の「税についての作文」

東金税務署長賞
公益財団法人 全国法人連合会長賞



税金について考えたこと

横芝光町立横芝中学校 1年
小林 由花

私の中学校は、新設移転して3年目なので、校舎もグラウンドも体育館も全てが真新しくとっても立派で快適に勉強することができます。この学校の建設費は約29億円もかかったそうです。ものすごい金額ですが、これも税金からつくられているそうです。

又、私ひとりに使われている税金を調べてみる

と、1年間の教育費95万7千円、子ども手当月額1万3千円、他には医療費も町に申請すれば、全額助成され戻ってきます。1ヶ月にすると、約9万3千円もの金額が税金から私のために使われていたのです。これが日本中の子供達に使われていると考えると、巨大な金額になりますね。当り前のように私達は教育を受け生活している中で、様々な形で沢山の税金が使われていて、びっくりしました。実を言うと私は、税金はお金がとられてしまうというイメージを持っていたので、税金は少ないほうがいいと思っていました。しかし、私達の暮らしは、国民が所得税や消費税など色々な方法で納めている税金で、誰もが安心して生活が出来るように公共サービスが行われ、成り立っていたのです。

私が税金のことを調べ、一番驚いたのは、1年

国の国家予算が税金で集めた金額を大きく超えて作られていることでした。税収でまかなっているのは、全体の4割ほどで5割弱は、公債金に依存していたのですから。つまり、国が借金を毎年増やし続けて、国が運営されているのです。だから歳出も、国民への公共サービスのために使われるだけでなく、2割弱も国債の元利払いに充てられているのです。この借金は、私達の未来にも大きな負担がかかり続くことになります。このままいったら国が破綻するようなことにならないのでしょうか。私は、すごく不安になりました。

また、少子・高齢化が進み、公共サービスの軸である社会保障費は、どんどんふくらみ、それを支える働き手が減少していることは、切実な問題です。私達が働きはじめた26歳の時には、1.8人で1人のお年寄りを支えることになるそうです。社会保障の医療・福祉・介護・生活保護は、どれもなくてはならない重要な公共サービスです。しかし、それを保障し、継続させていくためには、税収をふやし、徴収のしくみやバランスを、時代に合わせて変えていく必要があると思うのです。例えば消費税も日本では5%ですが、ノルウェーでは、25%、韓国では、10%と、各国で随分違います。消費税だけでなく間接税の税収比率を上げれば、働き手だけにかかる負担が軽減できると思います。

私は、私達が支払う税金で豊かで安全・安心な社会が実現していることを知り、税金について正しく理解し、誰もが責任を持って関わっていかなくてはいけないと強く思いました。みんなで考え知恵を出し合い、よりよい未来にしていかなければならないのですから。

社団法人 東金法人会会長賞



大切な税金

大網白里町立大網中学校 3年
松本 遥菜

税金は、政府がさまざまな仕事を行うためのお金で、主に家計や企業から集められます。私達が暮らす日本では、政府が社会保障などの公共サービスを家計に与える代わりに家計が政府に税金を払い、政府が産業に役立つ公共事業などを企業に与える代わりに企業が政府に税金を払う、という仕組みになっている事を学びました。確かに国の

収入・支出の表を見ると、収入のトップ3は「所得税」「消費税」「法人税」が占めていて、反対に支出では、「社会保障」がトップでした。

私は、そんな税金について疑問に思う事がいくつかあります。

一つ目は「所得税」についてです。「所得税」は累進課税のため、たくさん稼ぐ程税率が高くなります。累進課税は所得の公平化を図るために導入されています。確かに所得の少ない人から見れば当たり前と思うかもしれませんが、所得の多い人から見れば、一生懸命稼いだお金を他の人より多く税金として取られていたら働く人も働く気がなくなってしまうのではないかと、思いました。

二つ目は「東日本大震災の復興費用」についてです。東日本大震災の復興費用として私達の払った税金は使われているのか疑問に思いました。本来、税金は「資源分配の調整」や「所得の再分布」、「景気の調整」などの為に使われます。もし、私達の払った税金が東日本大震災の復興費用として使われているとしたら、それはとても嬉しい事です。でも、被災地の人々が私達のような生活を送れるようになるまでには、まだまだたくさんのお金が必要です。今の日本は国債を発行してもまだお金が足りないはずで、そこまでお金が足りない状態では「資源分配の調節」や「所得の再分配」、「景気の調整」などの本来、税金を使うべき所に税金を使えなくなってしまうのではないかと、心配に思いました。

三つ目は「増税」についてです。少し前に増税をするという話を聞きました。日本は今不況です。本当なら、不況の時には人々の購買力を高め、景気を活発にさせるために減税をするのではないかと、思いました。増税とは景気の過熱をおさえるために行うものだと本で読んだ事があります。しかし、今回、増税という事が話としてあがってきたのは、東日本大震災の復興費用として税収を増やす事が出来たら本来税金で行うべき事にも少しは足しになるかもしれないという考えではないかと思いました。でも、私はやっぱり増税をしてしまったら人々の購買力は低下してしまい税収は上がらずに低下してしまうのではないかと、思います。だから、私は増税より減税をした方が良いのではないかと、思いました。

日本では色々な事に税金が使われているという事を知って、私達が大人になる頃には、激しい増税や減税のない適度に景気の良い日本にしたい、と思いました。

平成23年度「会員増強運動月間（9月～12月）」終わる

..... 県連目標7年連続200%達成!!

皆様のご協力に感謝いたします

支部名	目標	獲得数	支部名	目標	獲得数	支部名	目標	獲得数
東金第1	1	1	大白第3	3	0	横光第3	1	1
東金第2	1	3	大白第4	5	7	横光第4	4	5
東金第3	2	2	大白第5	2	2	横芝・芝山B計	13	9
東金第4	5	9	大白・九里B計	18	14	大同生命	5	2
東金第5	6	1	山武第1	4	2	A I U	1	0
東金第6	3	2	山武第2	3	6	アフラック	2	0
東金第7	2	4	山武第3	6	3	千葉銀行	5	5
東金B計	20	22	山武第4	1	1	京葉銀行	1	0
九里第1	2	1	山武第5	4	4	千葉興銀	1	2
九里第2	2	2	山武B計	18	16	税理士会	0	0
九里第3	2	0	芝山	6	3	その他	0	2
大白第1	1	1	横光第1	1	0	小計	15	11
大白第2	1	1	横光第2	1	0	合計	84	72

新会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです ㊦よろしく㊦

平成23年12月末日現在

支部名	法人名	所在地	TEL	業種
東金1	郵便局(株)東金上宿郵便局	東金市東金1305	0475-54-2225	金融業
東金2	(株)アドバンス	東金市東岩崎14-7-2	0475-71-2325	解体及び建設業
	(株)クリーン商事	東岩崎5-6ステップインC号	55-3301	便利業
	(有)ダイコー住宅センター	東岩崎2-16-14	55-5611	不動産業
	郵便局(株)東金郵便局	東岩崎2-23-1	52-2458	金融業
東金3	朝日生命保険相互会社東金営業所	東金市東金1037	0475-52-4301	生命保険業
	(株)エム・デザインリフォーム	日吉台2-12-15	53-6230	建築意匠設計及施工、設備工事
	郵便局(株)東金新宿郵便局	東金1021	52-2968	金融業
東金4	(有)魚やす	東金市関内359-2	0475-58-5869	鮮魚店
	(株)高春堂東金工場	小沼田1623	54-0633	紙製品(封筒)製造
	(株)新興ウオターマネジメント工業	家徳315-5	54-2231	浄化槽維持管理
	(株)城西ハウジング	堀上251-1	50-4455	不動産業
	(株)日本セラテック千葉工場	小沼田1568-4	54-3704	製造業
	(宗)法華寺	菱沼422-2	58-6290	宗教法人
	(株)L' a u b e	小沼田1266-12	55-7471	インターネット販売
	(株)丸山製作所千葉工場	小沼田1554-3	54-1211	農林業用機械製造販売
	郵便局(株)正気郵便局	家徳678-1	58-3010	金融業
	和信産業(株)厚板本部東金工場	小沼田1558	54-1051	溶断・溶接・製缶加工業
東金5	(株)エイ・エス・エクスプレス	東金市山田1133-54	03-3529-2839	貨物運送業
	(有)シンピ屋中峠	極楽寺675-1	0475-50-5777	洋ラン生産販売
	(株)日本フードサービス	福俵376日世第一ビル2F	53-0801	飲食業
東金6	(株)片貝介護事業所くつろぎの家	東金市田間357-8	0475-77-7020	サービス業(介護サービス)

支部名	法人名	所在地	TEL	業種
東金6	(株) こうちゃんペイント シダックス・コミュニティー藤シダックス東金クラブ 福 康 (株)	東金市田間 269-3 田間 206-1 田間 85-3 コーポットキ201	0475-53-3893 52-7722 52-2005	建設業 カラオケ 整 体
東金7	(有) 桜ヶアセンター (株) サンキュー100満ボルト東金店	東金市求名 37-8 道庭 659	0475-55-7583 52-0111	介護サービス 小 売 業
九十九里1	(宗) 善 立 寺	九十九里町西野 274	0475-76-3193	宗 教 法 人
九十九里2	(株) S S 工 房 (有) 幸 鮎 (株) T・A T R U S T	九十九里町片貝 3816-13 片貝 3704 片貝 2694	0475-70-4021 76-2266 -	建設業 飲食(すし店) 食 品 加 工
大網白里2	(株) ヒロキンズ	大網白里町季美の森南 1-21-8	0475-72-0955	化粧品販売
大網白里4	(株) アーネストホーム (株) 倉野重光技術研究所 S k y A n d S e a (株) (株) セルフエステイム (有) 日 恵 電 設	大網白里町南横川 3848-2 清名幸谷 1414 木崎 346-2 大網 5424 清名幸谷 24-1	0475-72-5000 70-0122 090-3209-3217 0475-53-6990 72-3304	不動産業 技 術 研 究 所 サ ー ビ ス 業 介 護 ・ 福 祉 電 気 工 事 業
大網白里5	(株) ココナッツ・リゾート 郵便局 (株) 白里郵便局 (株) 和 光	大網白里町南今泉 4881-163 南今泉 260-16 南今泉 4832-7	0475-70-6611 77-2941 77-1066	飲食業 金 融 業 サ ー ビ ス 業
山武1	(有) 岩崎重機サービス (株) 高橋自動車钣金工業 ネットヨタ千葉(株)成東北店	山武市姫島 931 成東 2332-4 成東 738-2	0475-82-2077 80-7400 82-5121	建設機械の修理・販売 自動車钣金 車 販 売
山武2	(有) アルウッド建材 (株) エイチテクニカ 川崎銚洋陸運(株) (有) ファースト (株) 堀 政 興 業 郵便局 (株) 鳴浜郵便局 郵便局 (株) 南郷郵便局 郵便局 (株) 緑海郵便局	山武市上横地 1196-2 松ヶ谷口 2718 井之内 3966 草深 1951-1 白幡 875 本須賀 3697-2 上横地 6103 松ヶ谷イ 1067	0475-80-0822 84-2329 84-2451 84-3558 82-0511 84-1001 82-2845 84-0001	住宅建材販売 建設業 一般貨物自動車運送事業 コンビニエンスストア 土木工事業 金 融 業 金 融 業 金 融 業
山武3	(株) さんぶ美杉野ファーム (宗) 松 林 寺 郵便局 (株) 日向郵便局 礼 垂 (有)	山武市埴谷 1740 大木 184 椎崎 330-7 横田 541-4	0475-89-0590 88-0670 88-0001 89-1990	農業生産法人 寺 院 金 融 業 静電気関連製造
山武5	(有) う お と も 郵便局 (株) 松尾大平郵便局 郵便局 (株) 松尾郵便局 (有) リサイクル・タケウチ	山武市松尾町大堤 138-1 松尾町広根 1182-3 松尾町大堤 133-2 松尾町高富 527-1	0479-86-2661 86-3001 86-2001 86-7173	飲食業 金 融 業 金 融 業 産業廃棄物中間処理
芝山	千葉信用金庫芝山支店 郵便局 (株) 芝山郵便局 郵便局 (株) 千代田郵便局	芝山町小池 1127-1 小池 1044-1 大里 2720-1	0479-77-1415 77-0996 78-0001	金 融 業 金 融 業 金 融 業
横芝光4	(有) 三 友 交 通 (福) 豊島福祉会光町保育園 (福) 光 楽 園 (株) 清 左 衛 門 (農) 房 総 食 料 セ ン タ ー	横芝光町宮川 11916-3 宮川 11796-2 木戸 9629 木戸 8537-1 上原 368-1	0479-84-1122 84-1560 84-0148 84-3335 84-1176	旅客運送業 保 育 所 社会福祉事業 農業生産法人 農産物協同出荷

行動する法人会

—平成24年度税制改正に関する提言—

全法連では、平成24年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



財務省

税制改正要望に関する団体ヒアリング

財務副大臣 藤田 幸久氏

他

民主党

財務金融部門会議

座長 大久保 勉氏

豊田潤多郎氏、藤田 憲彦氏、
橋本 勉氏、木内 孝胤氏

他



公明党

税制調査会、財政金融部会

部会長 竹内 譲氏

大口 善徳氏、荒木 清寛氏



自民党

財政・金融・証券関係団体委員会、財務金融部会

委員長 徳田 毅氏

部会長 西村 康稔氏

野田 毅氏、田中 和徳氏、竹本 直一氏、
中川 正春氏、若林 健太氏、片山さつき氏、
菅原 一秀氏、塚田 一郎氏、猪口 邦子氏



この他、参議院の比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。

平成 23 年度

更正の請求の改正のあらまし

申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続により訂正を求めることができます。この「更正の請求」について、平成 23 年度税制改正で、次のような改正が行われました。

更正の請求期間が延長されました

○ 平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

〈更正の請求期間の延長〉

更正の請求ができる期間が法定申告期限から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

なお、これまでと同様に、更正の請求書が提出されると、税務署では調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行い、税金を還付することになります。

(注 1) 税務署が減額の更正等の処分を行う場合には、更正の請求をした方にその内容を通知します。

(注 2) 修正申告書又は期限後申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできませんが、更正の請求ができる期間内であれば更正の請求を行うことができます。

(注 3) 贈与税及び移転価格税制に係る法人税についての更正の請求ができる期間は 6 年（改正前：1 年）に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求ができる期間は 9 年（改正前：1 年）に、それぞれ延長されました。

登記・登録等を行った機関に対して行う、登録免許税の計算誤りなどがあった場合の過誤納金の還付に係る通知の請求期間について、この請求期間も、登記・登録等を受けた日から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

運輸支局等に対し、自動車重量税を納付した後に自動車検査証の交付等を受けることをやめた場合、又は、過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等を受けた場合に、過誤納金の還付に係る証明書の交付を請求できる期間は、その該当することとなった日から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

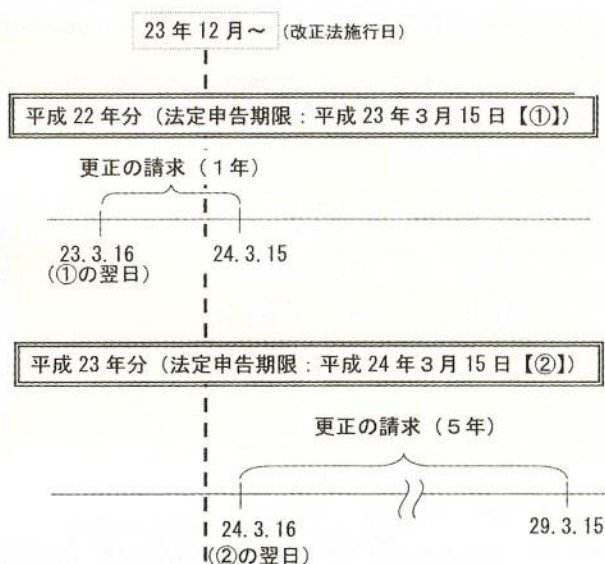
(注 4) この更正の請求の期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税・消費税など、改正前に 3 年とされていたものが 5 年に延長されました。

なお、偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は現行のとおり 7 年となります。

(注 5) 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うこととなります（申出のとおりには更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。）。詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

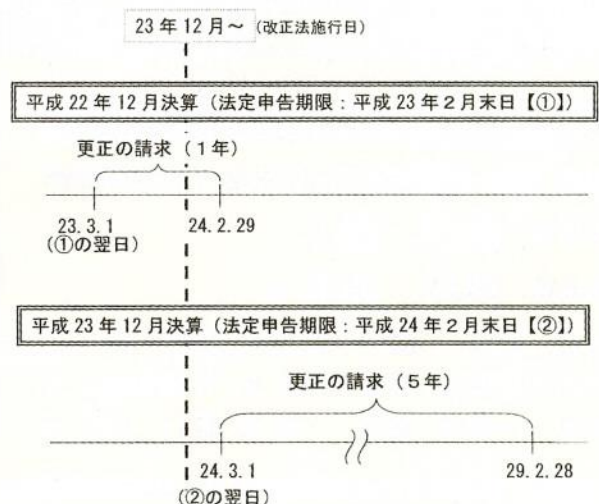
○ 適用関係

(例) 所得税の更正の請求ができる期間



(注) 上記は、確定申告が必要な方が提出する納税申告書に係る更正の請求等の適用関係であり、還付等を受けるための申告書の場合には、法定申告期限が当該申告書提出の日であるため、提出した年月日により上記の期間は異なります。詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

(例) 法人税の更正の請求ができる期間



更正の請求の範囲が拡大されました

〈(1) 当初申告要件の廃止〉

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置（当初申告要件がある措置）のうち、一定の措置については、更正の請求により事後的に適用を受けることができることとされました（表1参照）。

【表1：(1) 当初申告要件が廃止された措置】

<p>【所得税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の特定支出の控除の特例 ・保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例 ・純損失の繰越控除 ・雑損失の繰越控除 ・変動所得及び臨時所得の平均課税 ・外国税額控除 ・資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入 <p>※ 平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。</p> <p>【法人税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取配当等の益金不算入 ・外国子会社から受ける配当等の益金不算入 ・国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入 ・会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 ・協同組合等の事業分量配当等の損金算入 ・所得税額控除 ・外国税額控除 ・公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例 ・引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例 ・特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の5倍要件の判定の特例 ・特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例 ・特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例 <p>※ 平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用されます。</p> <p>【相続税・贈与税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者に対する相続税額の軽減 ・贈与税の配偶者控除 ・相続税における特定贈与財産の控除 <p>※ 平成23年12月2日以後に申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税から適用されます。</p>	<p>【所得税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国税額控除 ・試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 ・試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例 ・エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除 ・中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除 ・沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除 ・雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除 ・所得税の額から控除される特別控除額の特例 ・青色申告特別控除（65万円） ・電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除 <p>※ 平成23年12月2日の属する年分以後の所得税から適用されます。</p> <p>【法人税関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受取配当等の益金不算入 ・外国子会社から受ける配当等の益金不算入 ・国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入 ・所得税額控除 ・外国税額控除 ・試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 ・試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例 ・エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・法人税の額から控除される特別控除額の特例 ・沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 <p>※ 平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から適用されます。</p>
---	--

〈(2) 控除額の制限の見直し〉

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました（表2参照）。

【表2：(2) 控除額の制限が見直された措置】

その他

○ 平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用されます。

〈「事実を証明する書類」の添付義務の明確化〉

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

〈偽りの記載をして更正の請求書を出した者に対する罰則の創設〉

偽りの記載をして更正の請求書を出した者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられました。

「リーダー・管理者としての体験談」

去る、11月27日山武市蓮沼の浪川荘に於いて元阪神タイガース監督・元オリックス・バファローズ監督・GM（ゼネラルマネージャー）の中村勝広氏に講師をお願いし「リーダー・管理者としての体験談」と題して講演会が開催されました。

当日は、山武、横芝光・芝山ブロック主催による少年野球教室も開催されました。参加した少年達は、見る見るうちに上達して目を見張るものがありました。如何にワンポイントアドバイスが、役に立つかということが分かりました。

講演会は、野球組織も会社組織も運営するには共通点があり参考に成りました。皆、目標に向かって一致団結して事に当たるようにすれば良い結果になります。これから心して頑張ってみてはどうかと思います。



● 企業の広告に利用しませんか？ ●

皆様のもとにお届けする会報等の配布がメール便使用となっております。

このメール便の中に貴社のちらし配布（有料）に利用してみませんか？

ご希望の企業の方は、法人会事務局までお問合せ下さい。

お問合せ先（社）東金法人会 事務局 電話 0475-52-0022 FAX 0475-52-4397

ブロックだより

○ 「税務座談会」

11月11日から17日までの「税を考える週間」にちなんで、4会場に分かれて開催されました。東金税務署からは草野署長、小嶋統括官、相葉上席調査官が、出席され座談会が行われました。



11/11 大網白里・九十九里ブロック



11/17 山武ブロック



11/18 東金ブロック



11/22 横芝光・芝山ブロック

○ 「事業活動」



11/18 東金ブロック アトラクション



11/22 横芝光第1～4支部
横芝光町産業祭に参加



11/27 山武、横芝光・芝山ブロック
少年野球教室

移動税務研修会に参加して

(有)内山組 内山 喜美子

前日の雨のおかげで、さわやかな太陽に恵まれ、秋空の中 26 名で、10 月 6 日バスにゆられての研修会でした。

車中では、税金クイズにビデオ研修「無申告は許さないその収入、申告の義務があります！～情



報技術専門官の仕事～」「海を越えた税務調査～国税局調査部の仕事～」わかりやすいビデオでした。見学は、国会議事堂衆議院会館へ、赤いじゅうたんの廊下を歩き、天皇陛下の御休所は内部が見られて衆議院議場は内部に入れ、正門前では、森英介衆議院議員のごあいさつに、いっしょの記念写真。昼食は加賀屋銀座店で、ゆっくりといただき、羽田空港国際ターミナルの見学をし、海ほたるにも寄り、帰る頃は、暗くなっていました。楽しい一日に参加できた一人になって、よかったと思える研修会でした。

源泉部会

税務研修と富岡製糸場見学

(医) 静和会 浅井病院 岩瀬 英夫



10 月 19 日 (水) 源泉部会の移動研修会が、実施されました。税務に関する知識の習得や理解を目的としていますが、源泉部会内の親睦を図る機会としても重要な事業となっております。

早朝に集合し、関越道方面へのバス移動の車内では、通常の会社の始業に合わせて研修会開始。

最初は、給与関連の税金に関する知識を、クイズに回答する形式で行われました。日頃参加者の方々が担当している分野とは言え、結構判断に悩むクイズも多く出題されており、研修会としては十分な内容だったと思います。

次に、ビデオ研修に移り、インターネットを利用した電子商取引などの税務調査を行う「情報技術専門官」と、国際的な取引の税務調査を行う「国税局調査部」の仕事、ドラマ仕立てで紹介する内容で、税務申告や納税に関するルールを遵守する事の必要性を学ぶ事ができる内容でした。

その後、ガトーフェスタ・ハラダを見学後、次の目的地である富岡製糸場近くで昼食をとり、今回の研修見学コースのメインでもある富岡製糸場に到着。

富岡製糸場は群馬県富岡市にあった日本初の機械製糸工場で創業は明治 5 年。明治政府の殖産興業を推進する為の国営工場で、当時世界最大規模の工場であったようです。現在も当時の建物が残っており、世界遺産暫定リストにも加えられています。ここでは建物の見学だけではなく、ガイドさんが詳しく建物の事や当時の生活様式などを交え、私達が当時の富岡製糸場の事を想像し易いような説明をしてくれました。

ガイドさんの説明で印象的だったのが、「明治時代、当時の茅葺き中心の建物しか見ていない人にとって、この富岡製糸場はとてつもなく大きな建物だった」という説明ですが、帰りの高速道路から東京スカイツリーが見えた時、こういう事だったのかと改めて実感することができました。

午後からも予定時刻通り見学地を巡り、参加された方々との交流ができた事で、充実した 1 日を過ごす事ができました。

青年部会

さんむ 5,000 本植樹祭への参加

去る 11 月 6 日、先の津波で被害を受けた山武市蓮沼、殿下海水浴場付近にクロマツを植樹しま



した。

当日は、個人・団体で 1,000 名位の参加でした。20 グループにわかれて 1 名が、5 本ずつ植樹ということで最初に苗木とシャベルを受取、水分を充分含ませ、赤ペンキの印のところに穴を掘り植え付けその後霜よけに、枯れ草で根本を保護しました。

全国青年の集い三重大会

部会長 青柳 伸 明

11月17日(木)、18日(金)の2日間、私を含めた3名で三重県にて開催された法人会青年部会全国大会に参加してきました。

到着してまず、会場近くにある伊勢神宮内宮に参拝してきました。平日ということもあり、参拝客もまだ多くはなく、ゆったりとめぐることができました。

初日は全国の代表の法人会による租税教育活動のプレゼンテーションが行われました。私共東金法人会は昨年より租税教育活動を始めたばかりですが、発表された各法人会の熱意と工夫には圧倒されるばかりでした。中でも岡山県の瀬戸法人会による演劇方式の独自性溢れる活動に特に感銘を受けました。

2日目はまず、地元を代表する(株)赤福の濱田典保社長(昭和32年生まれの青年部世代です)による講演がありました。まだ記憶に新しいあの



偽装事件を経験しているだけに、企業サービスにおける「安全」と「安心」がいかに大切かという事がとても良く伝わってきました。

午後からは大会の式典に出席し、テレビで有名な勝間和代さんによる、震災復興が大切であり、いかに日本経済の復活につなげていくかといった大きなテーマの講演を聞きました。

全国の部会の方々との情報交換する機会もあり、各法人会の活動状況や各会員の事業を取り巻く環境(特に今年は震災の影響など)をうかがうことができました。

遠距離ということもあり2日間のせわしない出

張でしたが充実した内容でしたので、来年以降はもう少し多くの部会員が参加できるよう努めます。

租税教育活動開催のご報告

租税教育委員会委員長

(有)越川材木店 越川 真ノ介

去る12月4日(日)私共東金法人会青年部会は、横芝光町ショッピングセンターサピアにて、小学生以下の子供達を対象とした租税教育活動を開催しました。

これはイベントを通じて税に対する関心を深め、税金の意義や社会的役割についてより深く理解してもらう事を目的として行っております。

当日は午前10時30分と12時の2回に渡り、租税教育用紙芝居ゲゲの鬼太郎「カッパのいたずら」と税金クイズを実施しました。会場付近ではサピアにきている子供達へのPRチラシ・風船の配布や着ぐるみを使っての呼び込み等を行い、小学生以下を対象とした集客活動を積極的に実施しました。

今回行った紙芝居については、昔ながらの紙芝居のように子供達が駄菓子を食べながら気軽に見てもらえるスタイルとし、子供達は静かに行儀良く聞いてくれました。紙芝居終了後には引き続き税金クイズを行い、全5問の税金に関する問題を子供達に○×形式で回答してもらい、最も正解の多かった子供には景品をプレゼント。参加してくれた子供達には参加賞を配布し、税金に対する関心をより深めてもらう事を目的として実施しました。

今回のイベントは建物内で行ったため雨の心配も無く、またそれほど混雑している時間帯でも無かったので比較的スムーズに運営できました。次回の租税教育活動の際には今回のイベントで見えてきた反省点や改善点を考慮し、より一層充実した内容となるよう計画して行きたいと考えております。



《法定調書の提出について》

平成24年1月31日（火）提出期限の「平成23年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」及び「法定調書」の郵送又は信書便による提出先は下記となっております。

〒260-8580 ^{ユウコウ} 千葉県千葉市中央区祐光1-1-1 千葉東税務署内
東京国税局 千葉資料センター

法定調書の作成・提出はパソコンで！！

e-Tax（国税電子申告・納税システム）により作成・提出することができます。

e-Taxは、給与所得の源泉徴収票をはじめ、すべての法定調書が作成できるほか、各種法定調書合計表についても作成することができます。

また、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して法定調書（合計表）の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

詳しくは、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧くださいか、最寄りの税務署の管理運営部門までお問い合わせください。

（ご利用には、電子申告・納税等開始届出書の提出及び電子証明書の取得などが必要です。）

～「平成23年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書（合計表）」の提出期限は、平成24年1月31日（火）です。～

国税局・税務署

《確定申告のご案内》

3月15日（木）までに 確定申告を お忘れなく！

※国税の納期限は、申告書期限と同じです。

所得税	2月16日(木)～3月15日(木)まで	振替納付	申告 所得税	4月20日(金)
贈与税	2月 1日(水)～3月15日(木)まで		消費税及び地方消費税	4月25日(水)
消費税及び地方消費税	4月 2日(月)まで			

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を御利用ください!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で「申告書・決算書」等が作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や青色申告決算書などが作成できます。



東金税務署

確定申告情報

平成23年分の所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成・相談と提出の会場は
「**税務署斜め向かいのビル1階**」
(花長ビル2) **です。**

- ◎ 下記の期間中、東金税務署内には、「確定申告書作成会場」は設けておりません。
- ◎ 市役所・町役場での相談・提出は従来どおり行います。(2月16日から3月15日)

期 間	平成24年2月 3日(金)から 平成24年3月15日(木)まで ※ 土・日曜及び祝日を除く。
開設時間	午前9時 開始 午後5時 終了 ※ 正午から午後1時の間は、職員が交代で執務する ため、多少お待ちいただくことがございます。
所在地	東金市東岩崎1-11 JR東金駅より徒歩5分



※ 会場の駐車場は利用できませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

東金税務署では、土・日・祝日等は閉庁し、執務を行っておりませんので、ご注意ください。
なお、申告書は、税務署が閉庁していても、e-Tax (イータックス) や郵便又は信書便による送付及び
税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。

次の場所でも確定申告の相談、申告書の提出ができます。

1. 給与所得者、年金受給者のための 申告書作成相談会

開催年月日	開催会場	開催時間
1月25日(水)	九十九里町保健福祉センター	10:00~12:00 13:00~16:00
1月26日(木)	さんぶの森交流センター あららぎ館	
1月27日(金)	大網白里町保健文化センター 3階ホール	10:00~12:00 13:00~16:00
1月30日(月)	山武市役所 松尾出張所	
1月31日(火)	山武市役所 3階大会議室	10:00~12:00 13:00~16:00
2月1日(水)	横芝光町役場 会議室	
2月3日(金)	芝山町役場 大会議室	10:00~12:00

2. 税理士が行う無料申告相談

開催年月日	開催会場	開催時間
1月30日(月)	東金市中央公民館	9:30~12:00 13:00~16:00
2月1日(水)	大網白里町保健文化センター 3階ホール	
2月2日(木)	山武市役所 3階大会議室	(昼休み) 12:00~13:00
2月3日(金)	九十九里町保健福祉センター	
2月6日(月)	大網白里町保健文化センター 3階ホール	12:00~13:00
2月7日(火)	横芝光町役場 会議室	
2月8日(水)	さんぶの森交流センター あららぎ館	12:00~13:00
2月9日(木)	山武市役所 蓮沼出張所	
2月10日(金)	山武市役所 蓮沼出張所	

※ 松尾出張所、横芝光町、芝山町については、午前中(半日)の開催となります。

- 各会場とも混雑状況により、かなりの時間お待ちいただく場合や受付を早めに終了する場合があります。
- 勤務先または社会保険庁等から交付された源泉徴収票(原本)が必要です。また前年の確定申告書等の控え、筆記具、計算機、印鑑等をご持参ください。

参加者募集

◇講演会 時代の大転換期 — 食とエネルギーの自立で地域活性を —

- ☆講師 藤井 絢子 氏 (菜の花プロジェクトネットワーク代表)
☆日時 平成24年2月5日(日) 午後1時～3時
☆会場 九十九里町中央公民館
☆受講料 無料

◇講演会 経営戦略セミナー

- ☆講師 大木 ヒロシ 氏 (ジャイロ総合コンサルティング株式会社代表)
☆日時 平成24年2月21日(火) 午後3時30分～5時
☆会場 東金商工会館
☆受講料 会員/無料 一般/1,000円

詳細につきましては、この会報と一緒に配布する案内兼申込書をご覧ください。

事務局だより

○「税のPR運動」

本部役員と女性部会役員は、各友誼団体の方々と「消費税完納推進街頭キャンペーン」に参加し、税のPRに貢献しました。



アミリイ



サンピア



ドン・キホーテ



サビア

年会費は、口座振替

をお願いいたします

◎取扱いの出来る金融機関

- ・千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子信用金庫
- ・銚子商工信用組合・山武郡市農業協同組合

上記の各本支店の普通及び当座預金口座からの引落しです。

人、もの、自然が集う道の駅 「風和里しばやま」

(芝山町の巻)

芝山町の新しい顔

空と海を一直線に結ぶ「芝山はにわ道」沿いの芝山町小池地先に、人と物が交流する駅として、「風和里しばやま」がオープンしたのは今から3年半前の平成20年4月26日。地域活性化の導火線的な役割を担って誕生した町の新しい顔は、多くの人の手とおもてなしの心に支えられ、今では町を代表する観光資源へと成長しました。

運営は、平成19年8月1日に芝山町、JA山武郡市、丸朝園芸農業協同組合、芝山町商工会を株主として設立した株式会社「風和里しばやま」がその舵取りを行っています。名前の由来は、ふわりと自然があふれる「風和む里」。ふわりと人のふれあいが広がる「心和む里」。ふわりと飛行機が行き来する「空の里」という、芝山町が発信するイメージをコンセプトに名づけられました。

自然と優しさの調和空間

和風という基本方針の中で設計された建物は、二階建て鉄骨造ではあるものの、外壁は白を基調とした漆喰風に仕上げられており、街道からはその白さが清潔感を漂わせ、一際目をひいています。玄関に入って目につくのが柱や壁の木目のコントラスト。木造の優しさと雰囲気醸し出すために、内装にはこの土地で育った山武杉の板が施されており、天井にはデザイン性を重視した木造風の梁が大胆に配置されています。

たちこめる木材の香りが、木造家屋をほうふつさせる店内には、地元で収穫された生産者の顔が分かる新鮮野菜や、お米の他にも、肉や魚、乾物、惣菜など日常的な食品の販売に加え、土産物や工芸品、植物など2千種類もの商品が顔を揃えています。そして、喫茶コーナーや62インチのハイビジョンプラズマテレビを備えつけた休憩所・情報コーナーでは、芝山町周辺の観光情報を中心に新しい情報をリアルタイムで発信しています。また



「地域交流パーク」としての役割も背負う「風和里しばやま」では、屋外施設にもその特徴が色濃く表現されています。その一つは、家族連れがゆったりとくつろげる日当たり良好な芝生広場。もう一つは週末を中心に様々な催しが展開される「多目的広場」です。暑さ寒さの厳しい日には、屋内の休憩所で体を休め、心地よい季節には屋外で風を感じながら時を過ごし歓談できる空間が、道行く人々の心休まる憩いの場所となっています。

おもてなしで迎える道の駅

「はにわ道の駅」としてオープンしたこの地域交流パークは、平成23年8月に、千葉県で22番目の“道の駅”として新たに登録されました。これからも「風和里しばやま」は、おもてなしの心で人々を迎える駅として、幸せを育てる人と人の交差点としての成長を続け、その役目を果たしていくのだと思います。

世界の風がそっと吹く、心和む憩いの里は、今日も眩しい笑顔に包まれています。

文責 広報芝山から

行事予定

2月	2日	青年部会税務研修会	蓬莱閣
	2~3日	生活習慣病健診	東金商工会館
	8日	公益法人推進委員会	東金商工会館
	16日	新入会員交流会	東金商工会館
	21日	理事会・合同専門委員会	東金商工会館
	21日	講演会	東金商工会館
3月	6日	決算期別説明会	東金商工会館
	7日	新設法人説明会	東金商工会館

社団法人 東金法人会々員

⇐ 申告書にこのシールを切り取って必ずはりましょう。

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「16 加入組合等の状況」欄に東金法人会会員と入力しましょう。